

東京家政学院大学における競争的資金等の不正防止対策に関する基本方針

平成 27 年 3 月 11 日

東京家政学院大学（以下、「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、競争的資金等（各省各庁から配分される競争的資金等）の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うため次のとおり基本方針を定める。

1. 責任体制の明確化

本学における競争的資金等の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

- (1) 本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者に学長をもって当てる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者に担当副学長をもって当てる。
- (3) 学部における競争的資金等の運営・管理について責任と権限を持ち、コンプライアンスを推進する者としてコンプライアンス推進責任者に学部長をもって当てる。
- (4) コンプライアンス推進責任者を補佐し、事務局における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進副責任者に事務局長をもって当てる。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

競争的資金等の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確にし、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての教員（研究に関わる学生を含む。）及び職員等に周知を図り、不正使用を防止する観点から環境の整備を行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 競争的資金等の不適切な使用を未然に防止することを目的として、不正防止計画を策定し、定期的に見直しを行う。
- (2) 不正防止計画推進室（仮称）が不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を立案・推進する。

4. 競争的資金等の適正な運営・管理活動

- (1) 物品の購入その他物品の管理等に関し、不明な点や相談がある場合の窓口等については、総務グループ課長とする。
- (2) 研究を補助するアルバイトは、被雇用者として、正確に業務内容、勤務時間、給与等の条件を明確にした上で、業務に当たらせると共に勤務時間等を管理する。
- (3) 出張に関しては、その実行状況を大学事務局が把握するしくみを構築する。
- (4) 物品の購入は、事務局を通じて発注し、物品の検収は教員及び大学事務局担当者で行う。

物品の管理状況については、監査室、監事及び公認会計士が随時その管理状況を監査する。

- (5) 監事または公認会計士は、競争的資金等の事務処理状況及び事務体制について監査する。

- (6) 総務グループ課長は、競争的資金等の執行状況について、常に把握できる体制を整える。
- (7) 物品調達において、学外の相手方に不正な取引があった場合もしくは不正な取引のおそれがある場合、その取引を解除する。

5. 情報発信・共有化の推進

競争的資金等の不正使用等に関する機関内外からの通報及び相談に対し適切に対応できるように申立ての受付窓口を設置する。

<競争的資金等に関する不正行為に係る申立ての受付窓口、受付管理者>

受付窓口：大学事務局総務グループ

TEL 042-782-9810

受付管理者：大学事務局総務グループ課長

<競争的資金等の使用に関する相談窓口、担当>

大学事務局教育研究支援グループ：担当

TEL 042-782-9824（町田キャンパス）

大学事務局教育研究支援千代田三番町グループ：担当

TEL 03-3262-2875（千代田三番町キャンパス）

6. モニタリングの在り方

競争的資金等の適正な管理のため、執行に関わる事務局による日常的なモニタリングに加え、監査室が監事や不正防止計画推進室（仮称）と連携し、機関全体の視点から毎年度定期的に内部監査を実施する。

7. 調査協力

競争的資金等の不正使用等に関する配分機関への報告及び調査に協力する。